

## 松浦市立図書館ボランティアに関するガイドライン

### (目的)

- 1 このガイドラインは、松浦市立図書館設置条例（平成18年条例第181号）第2項に規定する松浦市立図書館（以下「図書館」という。）におけるボランティア活動を生涯学習の重要な活動と位置づけ、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第8号に規定する活動の機会を提供し、市民の図書館への理解を促すとともに、市民参加による図書館活動の活性化を図るため、図書館におけるボランティアについての取り扱いを定めることを目的とする。

### (定義)

- 2 このガイドラインにおいて「ボランティア」とは、自らの自由意思に基づき、図書館におけるサービス活動のため、その知識及び能力を無償で提供することを目的に、図書館ボランティアとして登録した個人及び団体をいう。

### (活動場所)

- 3 ボランティアの活動場所は、図書館及び図書館が行う事業を実施する場所とする。

### (活動内容)

- 4 ボランティアによる活動は、次の各号に掲げるものとする。ただし、図書館の管理運営及びプライバシーに関する業務は行わないものとする。

- (1) 書架整理（資料の配架及び書架の配列直し）
- (2) 図書の汚れの拭き取り
- (3) 資料整備（破損本補修、寄贈資料等の整理）
- (4) 図書館主催行事（講演会、上映会等）の運営補助
- (5) リサイクル図書の仕分け
- (6) 移動図書館業務の補助
- (7) 障害者サービス事業への協力
- (8) 来館者への図書館施設及びサービスの案内
- (9) 館内の防犯パトロール
- (10) おはなし会及び出前講座での読み聞かせ
- (11) 環境整備（館内の飾り付け、館内外の清掃、草刈り等）
- (12) 新聞のスクラップ
- (13) 地域情報提供
- (14) 小物の作製
- (15) その他図書館におけるサービスを推進する活動

### (活動時間)

- 5 ボランティアの活動時間は、図書館の開館時間中、各自任意の時間とする。

### (登録対象者)

- 6 ボランティア登録の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 松浦市立図書館管理規則（平成18年松浦市教育委員会規則第20号。以下「規則」という。）第11条に規定する利用者カードの交付を受けた中学生以上の者で、4に規定する活動を希望する者

(2) 市内で活動する市民団体で、4に規定する活動を希望する団体  
(登録)

7 ボランティア登録を希望する者は、松浦市立図書館ボランティア登録申請書(様式第1号)を、ボランティア活動を希望する図書館の館長に提出するものとし、団体にあつては構成員名簿(様式第2号)を添付するものとする。なお、申請時に18歳未満の者は、保護者の同意を必要とするものとする。

(登録の期間)

8 ボランティアの登録期間は、無期限とする。

(登録内容の変更)

9 ボランティアは、登録内容に変更があつた場合は、松浦市立図書館ボランティア登録事項変更届(様式第3号)により、速やかに館長に届け出るものとする。なお、団体において構成員の変更があつた場合は、構成員名簿(様式第2号)を添付するものとする。

(登録の抹消)

10 館長は、ボランティアが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ボランティアの登録を抹消するものとする。

(1) ボランティアが登録の辞退を申し出たとき

(2) 1年以上活動の実績がないとき

(3) ボランティアが11の規定に違反したとき

(遵守事項)

11 ボランティアは、図書館法及び規則に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) ボランティア活動においては図書館職員と協力し、利用者に対し公平かつ平等に接すること。

(2) ボランティア活動において知り得た利用者の個人情報等を漏らさないこと。

(3) ボランティア活動にあたり、公共の利益に反し、又は反する恐れのある行為をしないこと。

(4) ボランティア活動中に、政治活動、宗教活動、営利活動、風評の流布等を行わないこと。

(研修)

12 ボランティアは、活動の内容に応じて図書館が実施する必要な研修を受けるものとする。ただし、図書館活動の実績、司書資格の有無等により、必要がないと判断される場合は、研修の全部又は一部を免除することができる。

13 12に掲げるもののほか、館長は、必要に応じてボランティアの資質向上を図るための研修等を実施するものとする。

(意見交換会)

14 館長は、ボランティア及び図書館職員等の交流並びにボランティア活動の状況について意見交換を行うことを目的として、意見交換会を開催することができる。

(報酬等)

1 5 ボランティア活動に対しての報酬及び交通費の支給は行わない。

(名札の着用)

1 6 ボランティア活動を行う際は、ボランティアであることを示す名札を着用するものとする。

(秘密の保持)

1 7 ボランティアは、その活動により知り得た個人情報及び業務上の秘密を漏らしてはならない。ボランティアを退いた後も同様とする。

(補則)

1 8 このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に関し、必要な事項は、館長が定める。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。